

平成31年4月4日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

**企業会計基準公開草案第63号
「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対する意見**

拝啓 貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成31年1月18日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 2（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

賃貸等不動産の時価について、時価算定会計基準の適用対象外としている点について、同意しない。

（理由）

時価算定会計基準第25項において、「賃貸等不動産については時価の開示が求められるものの、貸借対照表には時価で計上されず損益にも影響を及ぼさないこと」から「金融商品に比して国際的に整合性を図る必要性は高くないと考えられる。」と判断し、本会計基準の範囲に含めないと結論付けている。

この点について、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準は、同第18項において、「金融商品の時価の注記対象を拡大したことを踏まえ」、投資情報としての意義、及び、国際財務報告基準とのコンバージェンスの観点から、時価注記を導入したものである、としている。従って、過去の基準の設定経緯を勘案した場合、賃貸等不動産の時価についても、金融商品の時価と同時に改訂の要否を検討すべきと考えられる。

また、賃貸等不動産の時価は貸借対照表、損益計算書には影響を及ぼさないものの、不動産業等、一定業種において投資家にとり情報の有用性は高く、注記情報だからといって「国際的に整合性を図る必要性は高くはない（同第25項）」とは言い切れないと考える点、及び、「時価の算定に関する会計基準」と冒頭に「金融商品の」という文言を付さずに「時価の算定」という文言を用いていることから、他の会計基準で使用する時価についても可能な限り本会計基準の適用範囲に含めるべきと考える点も基準の設定にあたり、検討を要すると考える。

質問 3（時価の定義に関する質問）

（質問 3-1）時価の定義に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

（質問 3-2）期末前 1 か月の平均価額に関する定めを削除に関する質問

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 4 (時価の算定単位に関する質問)

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしていますが、一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 5 (時価の算定方法に関する質問)

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 6 (その他の取扱い)

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

同意します。

質問 7 (市場価格のない株式等の取扱い)

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 8 (開示に関する質問)

(質問 8-1) 開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

ただし、(8)及び(9)について一定の有用性は認められる(39-18)とのことから、重要性がある場合には追加情報として開示することが考えられる旨を結論の背景に記載してはかがか。

(質問 8-2) 期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 9 (適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問 9-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

(質問 9-2) 経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

なお、時価算定会計基準の適用(19項)にあたり「その変更の内容について注記する」というのは、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 10 項(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更) (1) (2) (3)に定められる事項を注記するということか、もしくは、同18項(会計上の見積りの変更)に基づく注記(時価算定会計基準(案)45項参照)をするということか確認したい。前者の場合、財務諸表に対する影響額については記載しなくてよいということか確認したい。

質問 10（設例に関する質問）

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

同意します。

なお金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案参考（開示例））の以下の点については、ご確認いただきたい。

- ①3ページ、2. 金融商品の時価等に関する事項「また、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。」については、注記を省略しているのは「現金及び預金」であるため、「現金及び預金」について注記を省略しているような記載ぶりとした方がよいのではないか。
- ②8ページ、（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額の表中、「現金及び預金」については、4ページの時価の表において省略されたことを踏まえると、その注記となる当該表において、「現金及び預金」の記載を省略することが考えられるのではないか。
- ③9ページ、(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債及び(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債の表中、デリバティブ取引について、貸借対照表の表示科目への調整ができるよう（金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）39-5項）、当該科目名を脚注等において記載すべきではないか。
- ④9ページ、(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債及び(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債の表中、連結貸借対照表計上額の記載があるが、金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）5-2(1)(2)では連結貸借対照表計上額を記載する旨は規定されていないため、記載する場合には、その旨規定したほうがよいのではないか。なお、(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債において、連結貸借対照表計上額を開示する意義は乏しいのではないか。

質問 11（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

特になし。

以上